

自主的避難等対象区域（いわき市）において旅館業を営む申立会社の平成28年7月から令和元年12月までの風評被害による営業損害（逸失利益）について、上記期間中、周辺地域の観光客数が統計上原発事故前と同程度まで回復していないこと、宿泊客に提供する農林水産物について試験操業や出荷制限がされていたこと等から原発事故との相当因果関係を認めた上で、申立会社の売上げの推移や上記期間中に発生した台風の影響等を考慮し、原発事故の影響割合を平成28年7月から平成29年12月までは4割、平成30年は2割、令和元年は5分として算定した額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ア 営業損害（逸失利益）
（自 平成28年7月1日
至 令和元年12月31日）
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害（前項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金1億740万5351円の支払義務があることを認める。
（内訳）

- ア 営業損害（逸失利益） 1億436万1734円
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 304万3617円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、

当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月8日

（仲介委員 角田 淳）